

## 第2回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会議事録

- 1 開催日時 平成29年9月4日（月）15時～17時
- 2 開催場所 三重県勤労者福祉会館 職員研修センター第2教室
- 3 出席者  
（委員）藤原委員、伊藤委員、梅村委員、岡田（真由美）委員、岡田（美佐子）委員、岡村委員、小林委員、高須委員、中道委員、細渕委員、前川委員、室谷委員、矢田委員  
  
（事務局）宮路次長他7名
- 4 会議の公開・非公開 公開で実施
- 5 議事録

（事務局）

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

只今より、第2回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会を開会いたします。

まず、会議成立の確認ですが、本日は、委員14名中13名がご出席いただきます。

後程、岡田委員は参加頂くと聞いております。

要綱第5条の要件をみたしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

次に本検討委員会の公開及び傍聴の取り扱いについては、三重県情報公開条例第27条で、実施機関におく附属機関及びこれに類するものはその会議を公開するものとする定められており、本会議はこれに類するものとしての位置づけになっております。

従いまして、本委員会は原則公開とし、傍聴を認めることとなります。

申し遅れましたが、私は三重県教育委員会事務局生徒指導課長の山口と申します。

議事に入るまでの間、私の方で進行させていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

事項書に従いまして進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、三重県教育委員会事務局学校教育担当次長・宮路正弘がご挨拶申し上げます。

(宮路次長)

みなさま、こんにちは。本日はご多忙の中、第2回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。6月に開催いたしました第1回の委員会におきましては、条例の制定にむけた意義であるとか、示すべき内容について、様々な角度から意見を頂いたところでございます。県教育委員会におきましては、第1回の会議以降、子どもたちの意見を聞くために高校生意見交流会とか、のちほど紹介させていただきますがキッズモニターへのアンケート等を実施してきたところでございます。また、8月24日には、知事と教育委員で構成します県総合教育会議におきまして、いじめの防止について協議を行ったところでございます。その際、総合教育会議には、国のいじめ防止対策協議会委員を務めてみえます鳴門教育大学の森田教授にゲストスピーカーとしてお越しいただきまして条例制定に向けた貴重なご示唆を頂いたところでございます。本日は第1回委員会で頂きましたご意見、また子どもたちの意見、それから総合教育会議での意見等を参考にしながら現時点での条例案の考え方などをまとめました、たたき台のような資料を提示させて頂きましたので、条例の制定に向けて、さらに議論を深めて頂ければと思っております。教育委員会におきましても、今後もいじめというものは子どもたちにとって権利を脅かす重大な事柄ということを、認識をしまして、この委員会での協議、また子どもたちの意見をさらに聞いていきたいと考えているところでございます。そうしたことを経まして、よりよい県条例となるよう取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。最後になりましたが、本日も様々な立場の委員の皆様から忌憚のないご意見を頂くことをお願い申しあげまして簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして議事に入る前に第1回の検討委員会を欠席でございました委員の方のご紹介をいたします。

三重県県立学校の校長会の四日市西高等学校校長矢田委員でございます。紹介申し上げます。

(矢田委員)

皆さま、こんにちは。前回は学校の校務のため、欠席させていただきました。誠に申し訳ございませんでした。ご紹介にあずかりました県立学校校長会の方から私、参加させていただいております、四日市西高等学校の矢田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、事項書2の報告に移らせていただきます。ここからは藤原委員長に進行をお願いします。どうぞよろしくをお願いします。記録のため以後録音をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

(委員長)

それでは、本日の会議は5時までとなっております。私たちが議論しなければならぬ事項は大変重要な事項でありますのでしっかり委員の皆様にご意見を頂きたいと思っております。なるべく、協議題のところで時間を取りたいと思っておりますので、報告は簡単にいきたいと思ひます。事項書の報告1～3まで、一括して、県の事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

報告1、2、3の3点の説明

(委員長)

盛りだくさんで委員の方も一度に理解するのが大変かと思ひますが、皆さまのお手元の論点に基づいて議論を進めていきたいと思ひます。勿論、この論点以外のところでご意見をお持ちの委員さんについては、論点についての議論が終わった後に述べていただくという順番でいきたいと思ひます。提案ですが、ペーパーが3つに分かれていますので、3つに分けてやりたいと思ひますがそういう進行でよろしいでしょうか。(異議なし)

では、早速論点1と2のご意見をいただきたいと思ひます。主に資料4の1頁目ということになります。ここでは条例制定の意義とか目的、基本理念、特にいじめ防止対策推進法とどこで区別というか、どういう点を法律と違ったところで条例で規定していくのかというところの意見をお聞きしたい。その問題ともからみませんが、いじめの定義を法律同様にするのか、三重県の条例ではそこを修正していくのか、修正という言い方は適当ではないかと、少し拡大するのかというようになるかと思ひます。それでは、どなたからでも結構ですので積極的なご意見を述べていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。まずは学校現場の先生方、教育委員会の先生方から、いじめ防止対策推進法では学校ということが一番焦点になって法は作られています。学校で出てくる問題ということで、まず学校関係者からご発言いただけないでしょうか。

(小林委員)

気づいたところからお話させていただくということでもよろしいでしょうか。条例全体を見ますと、私達学校現場の者、関係者だけではなくて、保護者とか

地域とか、事業者とか、子どもというところも対象に条例を作るのかと思います。条例の目的と意義のところを読ませていただくととても難しいです。「尊厳」とは一体何なのかとか、こういうところをわかりやすく書き込んでいただくとみんなに浸透していくのではないかと思います。

それから、いじめの定義について、考え方というところで、「いじめの防止対策のスタートラインはいじめの気づき」と。この条例というのは、いじめ防止条例である以上、スタートラインはいじめの未然防止あるべきではないかと感じるがいかがでしょうか。

それから3番のいじめ対応の基本理念においては、いくつか書き込んであるが、子どもが主体であるというところを大事に、この基本理念のところには子どもを主体的に書き込んでいただければと思います。森田教授の意見の「人間性への尊重」というところで、県として、行政としてどう関わるかというようなところ、もう少し書き込んだらどうかと思います。そうしていただくことによって我々も人間性の尊重というところで、何ができるのか、考えていけるのではないかと思います。同時に子どもの基本的人権を守る、学校教育に携わる身としては基本的人権というところを学校教育の基盤と考えていきたいと考えております。基本的人権の尊重といった人権文化を学校や、地域でどう構築していくか、根ざしていくかを書き込んでいただいたらどうかと思っております。いくつか言わせていただきましたが、ちゃんと整理できていなくて申し訳ありませんがこのあたりです。

(委員長)

大変多くの点、ご指摘いただき、いじめ対策のスタートラインが気づきより、いじめの未然防止にもっと力点があるのではないかというご意見ですが、具体的なイメージは、例えばどんな事が考えられますか。そのところを述べていただければ、より具体的になるかと思いますが。

(小林委員)

もともと基本方針があるので、基本方針に沿っていただくのがよいのではないのでしょうか。県のものでもあり、学校のものでもあり。

(委員長)

未然防止について、十分触れられているということですかね。

(小林委員)

そういうふう考えております。

(委員長)

ありがとうございます。梅村委員、どうでしょうか。

(梅村委員)

学校の基本方針は策定しまして、複数回、保護者会などを通して、学校の基本方針を周知して、多くの学校が100%だと思いますが、定期的にアンケート等を取って認知という部分でのいじめの有無について、いじめ防止については具体的にすでに実施していることだと思っていますが、この条例については、条例を制定したから今までにない実効性が担保される、実効性を担保するその対象が何であるかを検討委員会で議論していただくとよりいいのかと。資料4にもございますがいじめの考え方の概要のところ、三重県が取り組むいじめの対象を明確にする。これでいいと思いますが本質の整合性をどうしていくか、先般、報道等にもあり、私も年齢が年齢で感覚が古かったと反省していますが、学校現場でSNSの問題でSNSの使い方、いじめの温床になっているところでSNSイコールあまり子どもたちに使わせたくないという先入観があって、いろんな報道で書かれていますが、逆にSNSだからメール、あるいはツイッターだから、ラインだから相談できるということがどんどん明らかになっている。なるほどとラインで相談させた方が担任、学年主任、常駐しているスクールカウンセラーよりもそちらの方が、実効性があるのかと。条例もいじめ防止法も、現場で、毎日一生懸命、学校に通っている生徒そのものがこの条例によって救われるというか、変わったのだということが子どもたちに直接伝わる条例であって欲しいと考えている。具体的な文面より、そのような方向性を皆さんと確認しながら、出来た条例を小学生、中学生、高校生に説明するときに子どもたちにスッと入るように、表現であるとか、ツールであるとか、先生方がやりやすいような実効性のあるものにしていただいたらいいのではと漠然と思っています。以上です。

(委員長)

条例の意義とか目的とかのご意見ありがとうございます。それでは、矢田委員よろしいでしょうか。

(矢田委員)

いじめの定義については、これまで力関係が前面にでていたと思うが平成18年から一方的なとか力関係とか抜かれている。学校で見ているのはいじめられる側は立場が逆転していくとか、あるいは今までいじめていたのがいじめられたとか。その前に、いじめには4層の構造があり、加害、被害、観衆、傍観者、それぞれの役割がどんどん変わっていく。いつ何時、加害であったも

のが被害になるか、そういうところでいじめの定義はきちっと示した方がいいのかと。子どもたちはいじめということを漠然とからかいがあるとか暴力行為とか取っているが、そうではなく我々がなくしていかなければいけないいじめはこういうものだと、今申し上げたような観衆、傍観者もいけないのだというのがいじめの定義、基本理念で入れていけたらどうかと思います。それから委員長が前回最後に言われて、今回もある子どもたちの主体的な活動に対する支援、この観点から、高校生の意見交流会でも生徒会活動を利用して、いじめを当事者だけの問題ではなく、学校社会の中の問題として捉えるような取組み。これまでは先生と当事者だけが話し合っている問題をどんどん広げて行って、被害、加害だけでなく、観衆もだめであり傍観者もだめ、そしてさらに踏み込んで行って仲裁者になる、「いじめはだめだよ」という声あげられる、あるいは、声あげられないにしてもいじめはだめだという否定的な態度をとれば加害に対する抑止になるということ、基本理念に反映できたらと思います。

(委員長)

大変貴重なご意見だと思います。どんなふうに文面にしていくかという難しい問題はあるかと思いますが、矢田委員さんがおっしゃったことは、おそらく全員で共有できることだと思います。他、中道委員どうでしょうか。

(中道委員)

いじめの問題を考えていく上で、この検討委員会が立ち上げられた意味は、いじめの問題を学校だけの問題、子どもたちだけの問題にとらえるのではなく、いじめは、社会全体で考える問題であるということ、大人も含めて一人ひとりが当事者であるということのアピールするということも一つにあると思います。では、いじめをどうしてなくしていくかということですが、まず、いじめをしない子を作らなければいけない、そして同時に、たとえいじめにあうなどの苦しい状況にあってもそれに負けないようなたくましい子も作らないといけない。また、いじめを容認するような社会の風潮も絶対作ってはいけない。例えばお笑い番組などで、人を下に見てそれで笑いを取るような場面がありますが、それはいじめを容認している風潮があるのだとも言えます。そういったメディアのあり方についても、いじめ防止の視点で見直していく必要があると思います。そして、「いじめをしない、いじめに負けない」子どもを育てるには、規範意識と自己肯定感を育むことが大切であり、その部分では家庭教育を含め、大人の責任で行うべきだと思います。そんな視点を是非入れていきたいと思います。学校は本当によくやっていると思います。先生たちもよくやっていると思います。これからは、社会全体で、一人ひとりの大人が自分たちに何ができるかと考えるべきだと思います。

(委員長)

ここで一つ委員の皆さんに、お考えをいただきたいのですが、いじめ防止推進法ではいじめの定義について、児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の利害関係にある、他の児童生徒、学校の間関係で起きることが、また、学校の間関係の間関係の延長上で起きる事柄がいじめであると定義されている。ただ委員の皆さんの意見をお聞きしていますといじめの定義をもうちょっと広く、三重県民が共有できるようなものにしていくとなりますと、学校に限らず、子どもの集団とはたとえば塾ですとかスポーツクラブですとか、そういったところで学校の間関係の延長上でないいじめという可能性、そういったところまでいじめ条例にいじめの定義の中にも含めるのかどうかという論点の一つあると思う。この定義のところ、その点はどのように考えておられるでしょうか。たとえば岡村先生の児童養護施設でもいじめは起きやすい関係だと思いますが、そういったところまで含めた条例にするのかといった点はいかがでしょうか。

(岡村委員)

とても難しい言葉や内容で子どもたちに浸透していくのかと。見方を変えると大人のための条例のように思ってしまうので、いじめの定義、藤原先生が言われたのがいじめの定義だったのだと僕もはたと気づかせてもらい、自分がされたことていやなことは、それはすべていじめにつながっていくとか、簡単な日本語がいいのではないかと思います。後、先程言われた、尊厳とは、すごく難しいことだし、うちの施設の子どもは2歳から18、19歳の子がいますが、先程の方も言われましたが自己肯定感が持てるか、今まで大切にされた経験のない子どもたちが8割、9割です。その中で大切にされるとは、心配されたり怒られることだと3年ぐらいかけて教えて、初めて信頼関係ができるのであって、その辺、いじめの定義というのは、いろんなアンケート等を見ていて、親に話を聞いてもらいたいとか先生方に話を聞いてもらいたい、あと、いじめ自体悪くないという回答の子もいたりするところを考えると、その前の段階を難しい言葉でなく、簡単な言葉で子どもたちが読んでも自分たちのために、大人が、社会が作ってくれた条例だということをハタと感じられるような、大学の先生の難しい言葉が書いてあっても、自分自身もあまり理解できないので、自分がされていやなことはいじめに準ずるというか、いじめと同じと定義づけるのもいいのではないかと三重県バージョンで考えたらいいいのではないかと思います。以上です。

(委員長)

いじめの定義をどうするのかは細渕委員、岡田委員、是非ご意見いただきました

いかがですか。

(細渕委員)

私もうまくまとめられないかもしれませんが、私は会合とかで、大人の人にいうのですが、いじめに対しては、自分がされていやなことは絶対にするなど、これが大事であると皆に言うようにしています。メディアがあまりにもあることないこと、過大な報道をすることによって、それをかえって増長させる情報を子どもたちとか大人に、こと詳しく説明することによって影響されやすいことが1つあると思います。後は家庭で、また学校で、生徒、子どもたちとの会話にSNSが頻繁に使われることによって会話がなくなってきたと思う。昔はこういう機会がなかったので、表情を見て、お父さん、お母さんがどうしたかとか、意識を尊重するとか、何気ない言葉で子どもは救われたと思う。SNSは全て悪くなくて、これによって聞けない、切り出しにくいことを私はSNSで聞くことがある。下の子が高校生ですが、上の娘は20歳で、若干聞きづらいことは、家族の中ではお母さんもいる、妹もいる、こういうことは聞いたら迷惑だなということはSNSでたずねてみる、そういう便利な使い方の観点からいいようにしたら本当に便利だと思います。それと私、8月の半ばに全国の高P連大会に参加したとき、大学の教授の先生がSNSによって全国の子どもたちと色々な悩みごと相談をしている。その先生は200人と交換日記をしていて、北海道から沖縄、中には子どもの相談にのっていると、親からも相談があることもあり、この便利さは十分いいのではないか。ただ条例は違いますが、子どもたちにわかりやすい言葉を伝えること、いかに伝わるものにもっていくかです。とりあえず私が思うことです。

(室谷委員)

前回の会議を受けて、校長会の方にも話したのですが、そのときキーワードとなったことは、子どもが主体ということがよく、三重県は地域も保護者も学校も、皆で子どもたちを育てていこうというのが前面になっている。その中に子どもも入れるならそれが一番いい、自分のこととして考えられるのがいいと、そのような話を皆でしました。先程いろいろな方が言っていたように、子どもが自分たちのために、もしくは自分たちのこととして、この条例ができているのだと、これをやって自分たちが使いやすいように変わったと、そのような気持ちになれるような条例ならいいなと思っています。具体的な文章などはなく申し訳ないですが、そのような思いです。

(岡田美佐子委員)

私は障害のある子どもがあり、上と下にいる三姉妹、その兄弟関係でも、い



ろんないじめのことを思っていて、特別支援学校にいつている子どもは高2で、中学校までは公立の学校に行っていました。しゃべれないし、自分の思いを伝えられないが、生徒が率先してその子に関わってくれることで、一番嬉しかったことは卒業式のときに階段を上がれないので、先生があげてくれるというお話になっていたが、子どもたちの方が、私が連れていきたいと先生にもっていつてくれた。この子たちはすごいなと思いやりの心は大事だと思いました。

私、この間の資料を読んでいて、正直わからなくて、いじめのことを中2の子どもがいて、アンケートをどう取っているのと聞いてみたら、お姉ちゃんの時は書いたらばれるので書けないと言っていたが、今はわからないようにしてくれていると聞いて、きちんととり組んでもらっているなと思いました。この内容を子どもに伝えたいと思ってもどう伝えたらいいかわからない、もう少し分かりやすい言葉で、親も子どもに伝えられるようにしてほしいと思いました。

(岡田真由美委員)

基本的なことですが、この防止条例は出来上がった際に配布されますか。

(委員長)

パンフレットのような形で配ると思いますね。

(岡田真由美委員)

それなら、皆さんが言っているように、私が読んでも理解できない言葉もあるぐらいなので、子どもたちの目にとまり、わかりやすいものがないなと思います。後、保護者の立場ですが、家庭環境は大事になってくると思います。うちも子どもが2人いますが、今までなら会話をしていたと思いますが、夕飯を食べたあと気づけば、私も主人を含めて、それぞれが携帯を。携帯に流れる世代とか、そういう家庭も増えていると思うし、子どもたちのゲームですらネットにつながっている。環境が変わってきているので、そのようなこと、家庭環境も含めて、子どもたちがわかりやすく、そうだなと気づけるような内容になればいいなと思っています。学校の先生たちにはよくしていただいています、もう少し一人ひとり話を聞いていただけるような時間を、忙しい中ですが取っていただければ有難いと思います。以上です。

(委員長)

お話を聞いていて思ったが、子どもたちのグループで一番、数が多くて身近なものは兄弟です。たしかに家庭は自治とありますが、家庭の中でもいじめはよくおこるので、そういったことには親が躰として、これはいじめだよと指摘

するのは身近なところで、そういったことでも活かせるような、条例の条文は別問題として条例をやさしく噛み砕いたものを子どもたちにも親にも配る作業ができたらと思います。論点の2のいじめの定義について、法律と少し差をつけて三重県らしいところを出すかどうか専門的なお立場からご意見を伺いたいのですが、前川委員さん、伊藤委員さん、高須委員さんお願いできますか。

(前川委員)

子どもの意見を読んでいる中で、私自身思っているのは、「一人ひとりの個性を大事に」というところを、子ども自身も書いています。たとえば児童虐待というものがあつた時、県民の方々それぞれが子どもに意識を持つと思いますが、児童虐待というとなかなか通報や相談しにくいんですけど、「児童虐待または児童虐待のおそれです」と、県民の方から広く情報をいただいています。もし主体が保護者であるとか、地域住民とか家庭になるのであれば、いじめでないで済むのか、いやいじめの気づきでもいいです。そういう柔らかい表現でいいから、お互い見守っていきましょうという表現があればいいのかと私自身、思いました。定義の方に入れていただくか、もしくは啓発の中に入れていただくか家庭であるとか地域住民もいじめを発見しやすいのではないか、早期発見、予防になるのかと思います。

(委員長)

気配ということですね。いいアイデアですね。伊藤委員さんお願いします。

(伊藤委員)

私、弁護士の中では、結構柔らかいと言われておりまして、もう少し固い文章を書いたらどうかと常々言われていますが、今日は逆の観点から、分かりやすさというところは重要だと思うが、いじめ対策推進法があるわけで、その法律があつて、かつ今回条例を作ることになると法律と条例の関係性、意識はどうしてもしなければいけない。法律と違う言葉を書くのなら、明確な理由がないといけなところになってきて、例えば、小林先生が言っていた子どもの人権、人権という言葉を使いたいですが、ここに人権という言葉を使うと防止対策推進法が基本的には教育を受ける権利から出発しており、これを人権と言う言葉に変えてしまったら、定義のところとも関係するが、学校というところから外れて、事業者とか地域とか一般に広がり、それも全部県が面倒みるのですか、それに対する対応はどうなっているのですかということに広がり、広げるならその辺もしっかり検討する必要があります。ただ私も人権という言葉が入れたくて、人権を簡単な用語でいうと、よく言うのは安心、自信、自由の3つ言葉で言われます。できたらこういうところに入れていただければと思

います。そういうところが分かりたいところです。後、もう一つは子どもの主体というところは、私、非常に大賛成で、今の感覚だと子どもの主体性が基本のところあまり見えてこないで、三重県子ども条例の11条の3号、「子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう主体性に取り組むさまざまな活動を支援すること」、子どもたちが、私達、こうやっていじめを防止していきたいのだということが、子どもたちから生じたのなら支えていくとかの形で、できたら子どもが主体となってやっていくところを支援していくという主旨を条例の目的意義に含めていただければいいのかと思います。ただ、間違っただけいけないのが子どもの立場に主体性をおくが、子どもには責任はなく、最終的には止める責任があるのは我々大人であるということを念頭におきながら子どもを主体に、入れていただければと思います。後、小林先生のいじめの未然防止のところ重要ではないかとお指摘であったが、おそらく今の段階の条例の目的意義のところにはいじめの未然防止というのが書かれている。あくまでいじめの定義の中で未然防止の観点を入れたらいじめの定義が広がるかといったらそうでもないのかと思います、そこは重複しないのかと。ただ前川委員のおもしろい視点、上から目線で申し訳ないが、いじめ対策推進法のいじめは主観的な判断、当該児童がいじめられていませんと言われてたら殴られていても何しても、語弊があるがいじめではないが、それはやはり大人が気をつけていかないといいから、客観的にそう思われる行動があれば、いじめのおそれがあるということによって動き出すということは、おもしろいかなと思いました。以上です。

(委員長)

被害者と思われる子ども自身が問題意識を持っていない可能性もあります。それは客観的なことからの問題ということもあります。高須委員お願いします。

(高須委員)

3点ばかり、気づいたことを、いじめの定義、境目について、きちんとした方がいい。広く、やさしさとして定義づけした方がいいのではないかと。まず、気づきから始まると書かれている資料3の方に、大人に協力してほしいことについてあげられていたが、子どもの様子をいつも見ているといい、話をしっかりと聞いてほしいとか常に学校の中で、社会の中で、一番、大事にしなければいけないことがこういうことを言われるということは、普段生活のなかでやれていないのでは。そこで普段の生活を見つめ直して、普段やれていないことがあるのではないかと、そのあたりから気づいていくことが大事だと思う。そこを置いておいて大事なことはこうだと難しいことばかり教えていても、一番の基本はどこかなと言うあたりをおさえたいというのが2点目です。3点目に私達、人権擁護委員会の方は、電話相談を受けたり、人権作文の会を催したり、そ

の人権作文を読むと子どもたち一人ひとり自分の生活を見つめ直して、あるいは家族のことを見つめ直して、その中で新たに気づくこと、考えることが出てきている。それを見て改めて思うのは、やはり子どもたち一人ひとり立ちかえり、自分の生活はどうなのか、果たして友達とどんなふうにもうまくいっているのか、そのあたりも普段から見つめ直していける、普段から話し合っていけるような関係づくりも含めてやっていきたいと、そちらに目をむけさせればいいのかなど思ったりしています。

(委員長)

日常の生活を見直すような条例になればいいなと私も思います。

それでは先を急ぐようですが、論点1, 2はここで置かせていただいて、論点3, 2頁、いじめの定義をいじめ防止対策推進法より広げて、地域全体に広げていくことになると学校以外の主体が出てくるというご指摘が伊藤委員さんからありましたので、その点を含めて各主体の役割についてご意見いただきたいと思います。学校、教職員の役割は法律にもしっかり書かれていますので、あまり問題はないが、むしろ保護者とか子どもとか地域とか、事業者、こういった主体は法律に必ずしも書かれてない部分がありますので、そういったところのご意見をいただきたいと思っていますのですが、いかがでしょうか。県に対する質問ですね。

(伊藤委員)

議論の前提を明らかにするために、三重県のいじめ防止基本方針の中に記載されています、三重県いじめ問題対策連絡協議会、三重県教育委員会の附属機関と学校問題解決サポートチーム、これは問題が起きた時どうするかという機関があるが、専門家が集まっているいろいろやっていくというのは、現時点でもやられていると思うので、その辺の説明をよろしいでしょうか。どんな組織なのか、実際にどんな活動をしているのかというところです。

(小林対策監)

三重県いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止に関わる関係機関・団体、例えば小中学校校長会、教育長会、警察等のそれぞれの機関団体が行っている取組等について情報交換などをおこなっている。

三重県いじめ対策審議会は、弁護士会推薦弁護士、県臨床心理士会推薦臨床心理士、社会福祉士会推薦社会福祉士、県医師会推薦精神科医、学識経験者で構成し、県内のいじめの状況等、事例などについて協議しています。

(山口課長)

学校問題解決サポートチームは学校において生徒指導上課題があった場合、県任用のスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員などがチームを組み、学校へ派遣し課題解決のための指導助言をする。ケースによっては弁護士が課題解決の支援を行う。

(委員長)

各主体の責務、役割についていかがでしょうか。

(伊藤委員)

子どもの役割というのもあるのですが。

(委員長)

法律では子どもは、子どもに関しては、児童等はいじめをしてはならないという一文があります。

条例等の作り方としては、学校、教職員は当然のこととして、保護者とか子どもとか、県民、事業者についてきちんと書き込もうというご提案ですね。教育委員会の方も。それを書き込むという前提でこんなふうに、おりこんだらいいのではというご意見をいただけると大変有難いです。

室谷委員、子どもを主体にいうことがいいのではないかと言う意見が校長会で出たということで、例えばそれをどんなふうにおりこんでいったらいいでしょうか。

(室谷委員)

この後、多分小中学校でアンケートとかいろんなことをしてもらい、ここに書いてある高校生のように、小中学校版の子どもたちの意見を聞くとと思うが、子どもたちは相談されたら大人に相談するとか、そんなことを考えてくると思うので、そのようなところを具体的に入れていったらいい。自分が困ったら相談する、困ったことが相談できることが一番いい解決法と思いますので、先程いろんな方が、SNSで相談するとか自分がそうされた時に相談する、声をあげる、そんなことで変えていければと思っています。

(委員長)

子どもや保護者があの子がいじめにあっているのではないかという気づきをどんなふうに書いていったらいいでしょうか。保護者の役割は、どんなものですか。

(細渕委員)

私、個人的になるかもですが、日頃から子ども、自分の子どもを踏まえて生徒を見つめるということ、通勤のとき子どもたちを見るのも一つの役割ですし、地域の方、事業者、会社が結構あるのでその人たちに話し合いをして、うちの子どもたちはどうですか、生徒はどのような状況ですかと問いかけも一つ必要ではないかと思います。それによって外から見た人の意見、あれ遊んでふざけているがいじめにつながるのでは、ちょっときつよいよという部分がきて、人それぞれ受け止め方によっては、自分はいじめられてないけど他人からしたらあれはひどいよという部分も出てくると思うので、それは未然に防止できると思うので、周りに方々とコミュニケーションをとるのも一つ大事だと思います。それとホームルーム等で学校の方で朝、本を読む時間があるところもあるが、そういうところ、週1日でもいいので、こういう話題、ニュース、いじめの問題でもいいので皆さんと生徒皆で議論していただいたら、みなさんが協調性をもてるのではないかと思います。

(岡田真由美委員)

保護者同士の関わりも大切になってくると思うので、子どもたちが言えないことでも、親同士が知れば、あなたのとこ、こうだよと言えるし、地域も含めてになると思うが、さっきの方もおっしゃった見守る形で、保護者同士連携も取っていただけるといいなと思います。中学校の方では先生が夏休み前に聞き取り、一人ひとり呼んで困っていることないかといってくれたと子どもから聞きましたので、そういう時間があれば、個別懇談の時、保護者に対してもおりにきましたので、保護者が知ることもできました。学校、地域、保護者同士を含めてすべてが面倒がらず保護者も一歩踏み出て行けたらいいなと思います。

(委員長)

岡村委員さん、施設の中で起こるいじめがあった場合、学校とどんなふうに連携していくのでしょうか。

(岡村委員)

いつも、施設が悪いと言われがちですが、そうでなく僕は保護者、親権代表者として、自分の子どもの聞き取りはしっかりしますし、まずかばうという気持ちでいくが、子どもに非があったらこういう部分がだめなのだと悟ってもらって相手の方とも話をして謝罪に行くという形をとります。南が丘中学校の学校運営委員会は、月3、4回夜集まって先生方と地域の方と話し合いをします。南ヶ丘小は成績がいい学校と言われているけど、地域の方からは、あいさつが出来ない子がたくさんいる、通学路でたたき合いしている子もいるので、あれ

は先生ご存じですかとお知らせして、皆で育んでいこうというような会です。今、パソコンやスマホをやりながら、顔を見ないでしゃべっている親御さんがいるので、まず大人が気づかないといけないところも多分にあって、子どもたちにも意見していく必要があるのではないかと痛感します。それと先程藤原先生がおっしゃったいじめの定義のところを今読んでいるが、幼稚園の子は入っていないですね。小中高、特別支援学校、幼児部は除くとあるので、児童等は学校に在籍する児童または生徒をいう、未就学の子ははいってないというのは、幼稚園の中でも些細なことで、それをいじめと認識するかどうかの考え方が自分がされていやなことはいじめに相当するという意味合いであればその辺どうなのかと思いました。以上です。

(委員長)

幼稚園児、教育委員会が所轄している、それなのに入れなかった何かあるのですか。私も知らなかった。法律がそうしている、伊藤先生お分かりですか。

(伊藤委員)

多分ですけど、いじめの定義の中で被害児童の精神状態でいじめは定義される。幼稚園ぐらいだとちょっとしたことで傷つくので、すべてそれを対応するのとなると過大な重荷になってくるのではというところですかね。幼稚園と小学校で教育機関が違うのでそこで明確にわかれたのかなと思います。

(梅村委員)

名ばかりの幼稚園長を3年しかしてないですが、先生方、園児と接していきまして、3才、4才児になりますと自己の主張が始まり、自分の好みをはっきりしてくることでお友達とおもちゃを取り合いすると、いやだ、ガリッとやる。確かに中高生ではだめですが、幼稚園児ではどういう風に意志を表現するかの対応の、発達段階にあるのですべていじめとしますと、保護者、先生の毎日の教育方法そのものがかわってしまうことになります。怪我をさせた子呼んでどうしたのと聞き、保護者同士で幼稚園が中に入って話し合う。嫌だという言葉より先に手が出る年代ですので、いじめというと、逆にストレスがかかると思います。保護者との距離が近いので一緒になってお子さんを育てていく、結果として傷つけてもあえて中学生、高校生とは変えていかないと、ゆっくりお子さんを保護者と一緒に育む環境が逆に苦しいことになってしまうと個人的な感想です。

(委員長)

貴重なご見解をいただいてありがとうございます。私も岡村委員から言われ

てはっと思ったのです。むしろ幼稚園とか保育園の方がすさまじいことが起きても発達段階なので当然で、逆に言うと小学校低学年と高校生のいじめは質的に相当違うということです。それを一つに定義するのは無理があるという感じはしますよね。

三重県の条例となったら、幼稚園、保育園の子どもたちのことは幼稚園の先生方、保育園の先生方にもっていただくということはどうでしょうかね。もっていただくということは悪くないと思いますよね。

(梅村委員)

これは関連してですが、中高の教職員の方も研修会等で発達障害のお子さんについて学校現場の教職員が正しい知識を持つということを始めていますが、同時に中高生ぐらいの子どもたちに発達障害の正しい知識を与えることで多様性について、中高生の子どもたちをしっかりと理解できると思うのです。文字が読めない、トムクルーズもそうだという話ですが、そうなのだから読めないのだ、お前は読めないではなくて、そういう症状がでて、知識さえあれば、その子どもたちに対して正しい接し方、いじめの対象にならないような、周りがある子はそうなのだよというような形で一緒に共存、同じ学校、教室の中で生活できる土壌は、教員が把握すると同時に、子供たちも知識を持つということが一歩先にいく手立ての一つになるのではないかと思います。

(委員長)

確かに、発達障害に限らず、障害というものがいじめのきっかけになることはありますので、岡田委員さん何かその辺のご意見はあるのでしょうか。

(岡田美佐子委員)

貴重なご意見ありがとうございます。うちの娘が中学校に入る時に小学校から一緒だった子が、ほかの学校から入ってくる子どもたちに認知してもらうために、学年集会で、ここはこういう風にしたらいいと子どもたちが知っていることを子どもたちに話してもらってから仲間ができて、他の子どもに周知していくことでいじめはなかったです。

(委員長)

条例のどこかに入るといいなと感じます。それではあと20分足らずになりましたので、論点4、5を含めてご議論いただきたい。子どもたちの行動、SNSの問題をどう盛り込んでいくか、こういった点を含めてご意見をいただきたいと思います。伊藤先生いかがですか。



(伊藤委員)

論点が若干もどるが、子どもの役割、どうあるべきかのところで、いじめ防止というか、そこに問題を向き合うとき、オルヴェウスいじめ防止プログラム、結構有名な本ですが、これに準拠して考えているのですが、この中で子どもたちが、いじめをなくしていくとき、守る4つのルールがあり、その中のルールの1つは、私たちは他の人をいじめません。ルール2は、私たちはいじめられている人を助けます。ルール3が私たちは一人ぼっちの人を仲間に入れます。ルール4は、私たちはもし誰かがいじめられていればそれを学校の大人や家の大人に話します。この4つを生徒たちに守ってもらってそれを厳格的に適応していくことが必要だと書いてあるが、この観点から見ると、配布された資料4の2頁目の⑤のところで、子どもの役割というところがあって、いかなる理由があってもいじめを行ってはいけないと、まさにルール1、いじめを知らながら知らないふりをしない、次のところで、相談するなど当事者として主体的に行動するよう努めるところが、助けますとか大人の人に話しますというところにつながってくるのかなという観点から、私たちは一人ぼっちの人を仲間に入れます、条例上、どこで書けるかわからないが、いじめを止めるではなく仲間に入れるのだというところまで書いたら先進的な、条例としてどれだけできるかはわからないが観点としてはあるのかと。この観点から保護者の責務というところがあったと思うが、いじめ防止対策推進法の9条で、必要な指導を子どもに行ってください、いじめを受けたら保護してくださいと、3項では措置に協力するよう努めてくださいと書かれている。そうすると条例上書いてもそこはあまり効果がない。もちろん書くことはいいがプラスするというなら大人、保護者は、県民と置き換えてもいいかも。いじめをみたら相談する。学校の人に相談するとか、虐待関係でいくと言葉はきつくなるが通報がある。そういうのを設けることは一歩先の話になってくると思います。ここが論点3のところ

です。  
論点4と5のところで、子どもがどうやったら主体になっていくかの話のところで、今の表の中ではまだ具体的ではないのかと。例えば考えていくのが、高校生の意見交換会。毎年開催していただいて、たとえば表彰制度を作って、各学校でいじめに対する取り組みをし、それがどうだったかと評価していくと。たとえば、こんなひどいじめがあったがこれだけ解消されましたと。もしくはこういう取り組みをしたらいじめがなくなったというところを発表し合って評価していくということが一つあるのか。もう一つ、学校ごとにいじめ防止の方針を定めており、そこに生徒の意見、生徒会でも、生徒の代表を参加させて生徒の意見を聞き入れながら基本方針を作っていくところを条例に組み込んだら条例の意味がでてくるのかというふうに思います。とりあえず以上です。

(矢田委員)

私も子どもの役割、子どもは役割を担っているのではなく、自分たちができる望ましい行動に取り組んでいくのでは。それで法の第4条いじめの禁止の項目があるが、子どもの取り組みとかに変えて、ここにいじめを行なってはいけないと明確にうたうのと、見て見ぬふりをしない、子どもたちが支え合う絆を深めていく集団での取り組み、わかりやすくいうと児童会、生徒会活動を充実させることがここにうたわれたら、三重県独自の取組になるのではないかと思います。

(中道委員)

論点4のところ、子どもたちが自らいじめをなくしていく行動はどうすべきかと書いてありますが、これは子どもたちを教育するという部分では学校がその役割を担っているのだと思います。同時に、育てるという部分では、先ほどから何度も言っていますが、大人の役割はとても大事だと思います。最近、ある光景を見ました。スーパーの障害者用駐車場に小学生を連れのお母さんが車をとめ、平気な顔で子どもと降りてきました。別の日、役所でエレベーターを待っていたら、小さな子どもを連れのお母さんが、エレベーターは降りる人が先だよ、待っていようね、と教えていました。お母さんの姿勢一つで、子どもは全く違った学びをする。正しいことを教えるのは大人の責任だと思います。また、学校現場で、生徒の通学上の苦情をいただいたことがあります。お宅の学校は、どんな教育をしているのか、自転車は二列、三列になっている。当然、丁重にお詫びし、すぐに生徒の指導を行いました。同時に思いました。その場にいた人も、危険だよ、邪魔だよと言ってくれたらどんなに教育効果が高いかと。学校の指導の至らなさは反省の余地はあると思いますが、気づいた大人が当たり前のように子どもを指導する、あるいは背中で教育するというようなことができるようになればいいなと思います。

(委員長)

何でもかんでも、学校に言いなさいという条例にはしたくないですね。いじめ防止対策推進法は学校に情報を集中して学校で解決してもらおうというところがありますが、条例で定めるのには一人ひとり、大人は出来る限りのことをきちっとやろうという前提で制定することが出来たらと思います。

(小林委員)

子どもたちの役割のところ、ご意見いただいて、そのとおりに思っています。ルールで縛るのではなく自主的な行動をとるところがあって、きっと子どもの中にもしたいという気持ちがある。そういうところで子どもの役割が書けるといいかなと。そういう気持ちを大事にしていくところがあるといいか

と思います。もう一つ、いじめ防止等のための人材確保と資質向上というところ、子どもと向き合う時間を大事にしたいと思っていますので、研修を充実する事は大切なことですが、本当に有難いと思うのですが、研修で時間をとることで、子どもと向き合う時間がなくなるということは本末転倒だと思いますので、このところも大事に考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

(委員長)

あと、論点として、SNSの問題が出ていないのでこの部分でどうでしょうか。

(矢田委員)

現在、四日市西高校では、このSNSの問題で指導措置を2回、行なっております。その課題の生徒は闇アカウントというところに友達の悪口を書き込んでいた。ただその生徒は、あるクラブに属していて、いじめられていたと。ずっと耐えていたがクラブをやめた途端、それを発散するために闇アカウントに悪口を書いたと。その際にいじめの範囲ですが、中学校時代の友達のアカウントに入れている。そこでフォロアーになってもらって限られた闇アカウントの中でやっていたのが広がってきて、誰かが匿名で入ってきたと。安易にそれを加えたら、闇から表にあげてしまっていっぺんに拡散することが実際学校で起こっている。ただ私意見で言わせてもらったのは仲裁者であるとか、それまづいのではと言う声をあげるものがいればおさまり、幸いなことに1日で、それがわかってきてすぐさまとじ、被害は拡散しなかったが、ただ被害者の中に中学校時代の友達、別の高校、ほかの高校生、ちょっとしたアカウントを作ってフォロアーが入ったらいっぺんに広がり、在籍する学校というだけでは防ぐことができないのが現実です。先程申し上げたように、かつていじめられていた生徒が、自分がいじめる側になり、匿名性を利用してどんどん悪口を書き込み、その中身を見ましたが、悪口をいっぱい書いています。ただ自分もいじめはいけないと後で反省するときはわかるが、そのときはおもしろがって書き込む。子どもの二面性、いけないという建前はいえるが、おもしろいというのに引き込まれてしまう。SNSは簡単に使っていますが、学校現場では非常に深刻な問題であると捉えなければいけないので是非条文の中にもSNS対策、単なる情報モラルという表現ではなく、具体的な取り組みについて考えていく必要があると思います。

(委員長)

貴重なご指摘です。確かに大人の目では全くわからないグループを子どもが

作っている可能性もあり、おそらく、県とかも越えている可能性もあります。ほかにいかがでしょうか。

(伊藤委員)

実効性のところ、今までいじめをどうやって見つけていくかに、焦点があたっていたと思うが、実際いじめがあったというときにどうやっていじめをなくしていくかという実効性を担保していくか、法律上は重大事態としてあげたら、教育委員会が調査に入って指導にあたっていくところではあるが、条例上でもそれを越えた三重県の取り組みとして規定するのか、そこは法律のままでいいか、あくまでも発見するところに焦点をあてるのかというところの議論をしていただければいいのかなと思っています。三重県いじめ問題連絡協議会とかその辺が出ていましたが、あれを条例上、どういう位置づけにおかれるのかということ条例では明らかにしておいたほうがいいのかなと思います。以上です。

(委員長)

あまりにも大きな問題と定義であと5分ではとても議論できないですが、実際に起こったいじめに対する解決プロセスのようなものをどうやって担保していくのか、場合によっては今ある組織が使えるかもしれませぬし、今使える組織がないとしたら新たな組織が必要かもしれぬというご提起だと思います。いじめの解決については何もかも学校にゆだねられているということ、あるいは学校ではない場所でも子どもを預かっている主催者にすべてがゆだねられ、たいへん負担がかかっており、特に保護者との対立が生じた場合、どうしようもないというところまで生じてきていますよね。こういった解決ができるようなシステムを作り上げることを想定して条例を作るのは大きな問題です。あまりにも大きな問題なので取扱いに困る。県の教育委員会の方で議論していただいて、果たして提起できるのか、今回の条例では無理だということになるかもしれませんが、このあたりよろしいでしょうかね。でも、とても重要なところ、学校はかなり困っている事案もあるわけです。

それでは時間になりましたので、伝えなければいけないところがたくさんありますが、今日の議論は打ち切らせていただきまして、今月、あるいは来月の早いうちに、もう1回、会議は召集されるということですので、そこでの議論に移りたいと思います。

以上で事務局にお返ししてよろしいでしょうか。

事務局より、今後の日程、資料等の説明があり、閉会した。